

令和5年12月12日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

安全安心なまちづくり
特別委員会資料

目 次

- 1 安全・安心な住まいづくりについて
 - (1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 良質な住宅ストックの形成について・・・・・・・・・・ 5
 - (4) 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定素案について・・・・・・・・ 7
 - (5) 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定素案について・・・・・・ 10

- 2 水道の広域連携の取組について
 - (1) 神奈川県水道広域化推進プランについて・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 県東部圏域における 5 事業者の取組について・・・・・・・・・・ 17

1 安全・安心な住まいづくりについて

自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、住まいの安全・安心の確保に向けた取組を推進している。

また、少子高齢化が進み、人口減少局面に入った中で、高齢者や低額所得者など、住宅確保要配慮者が安全・安心して暮らせるように、住宅セーフティネットの強化に取り組んでいる。

(1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて

大規模な地震災害、風水害等の発生に備え、住宅や宅地の耐震化対策等を推進することにより、災害に強い住まい・住宅地の形成を図るとともに、災害時における応急的な住まいの確保など、震後対策を推進する。

ア 住宅の耐震対策

平成19年に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、生活の中心となる住宅の耐震化の目標や施策を定め、住宅の耐震化に取り組む所有者等を総合的に支援している。

また、国が住宅等の耐震化の目標を見直したため、令和3年度末に計画改定を行い、新たな目標を定め、取組を進めている。

(ア) 情報提供と普及啓発

住宅の所有者等に対して、住宅の耐震化に対する意識等の向上を図るために、市町村の防災イベント等でセミナーを行うとともに、耐震化に係るパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を県窓口等に配架し、イベントの際に配布するなど、普及啓発に取り組んでいる。

また、住宅の耐震化について、ホームページに簡易な耐震診断や補強方法等を掲載し、動画配信を行うこと等で広く情報を提供している。

(イ) 窓口相談と技術者養成

各土木事務所等の「建築物等耐震相談コーナー」や建築関係団体による耐震相談窓口を活用し、耐震相談体制の充実を図っている。

また、耐震改修に関する知識をさらに高めてもらうため、建築士等の技術者を対象に木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を行っている。

(ウ) 各種支援の実施

耐震診断、改修に対する、国や県、市町村の補助制度をホームページ等で周知するとともに、改定した県耐震改修促進計画の推進に取り組むため、市町村に対して、除却等を含めた補助制度の創設や拡充の働きかけを行っている。

イ 宅地耐震化の推進

平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震などの大地震時に、大規模な盛土を行った造成宅地において滑動崩落による災害が多数発生したことを契機として、国土交通省は平成18年に宅地耐震化に係る法改正と、宅地耐震化推進事業の創設を行った。

これを受け、県は、同事業を活用して県内の大規模盛土造成宅地の耐震化対策に取り組んでいる。

(7) 取組状況

耐震化対策は、変動予測調査の段階と、耐震性に問題がある大規模盛土造成宅地について滑動崩落対策工事を行う段階に分かれる。

県内においては、県と旧宅地造成等規制法を所管する12市がそれぞれ変動予測調査に取り組んでいる。

県では、所管区域内における大規模盛土造成宅地の抽出を平成22年度から開始し、優先的に耐震性を確認すべきと判断される5箇所について、変動予測調査を行うこととした。

現在、耐震性が確認できた1箇所を除く4箇所について、順次、より詳細な変動予測調査を進めているが、うち1箇所については、耐震性に問題があることが明らかとなっている。

(イ) 今後の取組

変動予測調査の結果については、基礎自治体及び地権者等へ伝達するとともに、耐震性に問題があると認められた大規模盛土造成宅地については、滑動崩落対策工事を進められるよう必要な技術的支援等を行っていく。

ウ 震後対策の推進

県及び市町村は、地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、民間建築士等の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定活動を行うとともに、判定活動体制の整備に努めている。

併せて、応急仮設住宅の迅速な供給や公営住宅等の一時提供、被災住宅の再建支援などに取り組み、震後対策を推進する。

(7) 応急危険度判定の体制

県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「県協議会」という。）において、判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）や判定士を指揮監督する判定コーディネーターの養成等を行っている。

また、判定活動に必要なヘルメット等の資機材を事前に準備する等、応急危険度判定の体制整備を行っている。

さらに、国、都道府県、建築関係団体からなる全国被災建築物応急危険度判定協議会では、都道府県相互間の判定士の派遣等について事前調整等を行い、円滑な判定体制の整備に努めている。

(イ) 応急危険度判定士の養成

県協議会は、判定士の養成・知識の充実を図るため、講習会を実施している。

また、市町村職員を対象に判定コーディネーターを養成するため、演習を行っている。

(ウ) 応急危険度判定実施実績（県外への派遣実績）

時期	地震	延人数
平成 7 年	阪神・淡路大震災	171 名
平成 15 年	宮城県北部地震	3 名
平成 16 年	新潟県中越地震	265 名
平成 19 年	新潟県中越沖地震	178 名
平成 23 年	東日本大震災	8 名
平成 28 年	熊本地震	198 名

※ 延人数は、県及び市町村の職員の合計

(エ) 応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会や一般社団法人プレハブ建築協会など、関係団体と災害時における応急仮設住宅の供給に関する協定を締結して、大規模災害の発生に備えるとともに、県や市町村、関係機関による訓練を実施し、対策の強化に努めてきた。

令和 5 年 3 月には、一般社団法人日本ムービングハウス協会と応急住宅の建設に関する協定を締結し、さらに災害時の体制強化を図った。

今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、発災時に応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、実践的な訓練等を行い、災害に備えた供給体制を整備強化していく。

(オ) 公営住宅等の一時提供による被災者等への住宅支援

地震や台風等の災害時をはじめ、コロナ禍等の社会情勢の変化に対応して市町村や関係機関等と連携しながら、公営住宅等の一時提供を行っている。

(カ) 被災住宅再建支援の取組

大規模災害発生時において、住宅再建に関する相談体制を速やかに構築できるよう、一般社団法人神奈川県建築士会等の関係団体と協定を締結している。

今後、発災時に迅速かつ効果的な再建支援が行えるよう、県・市町村・関係機関による訓練を実施するなど、連携の強化を図っている。

(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について

高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核とした公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進している。

ア 健康団地の取組の推進

(7) 建替えの推進

県営住宅は、今後建替え時期を迎える住宅が急増するとともに、施設の老朽化などから、年々空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

そこで、この悪循環から脱却するため、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定し、今後の整備は建替えに集中することとした。

県営住宅は、住宅セーフティネット制度の中核として、今後も長期にわたって需要が見込まれることから、現状の4万5千戸を維持し、住宅確保要配慮者の入居促進に取り組んでいく。

(1) コミュニティづくりの拠点整備

建替えにより県営団地のバリアフリー対応を図るとともに、地域に開かれたコミュニティづくりの拠点の整備を進める。

その拠点等を活用して、入居者、近隣住民、市町、福祉団体等と連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。

また、既存団地の空き施設を活用して、市町や地域の福祉団体等と連携しながら、入居者が身近にサービスを受けられる拠点の誘致に取り組んでいる。

イ 住宅セーフティネット制度の推進

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間の賃貸住宅の空き家等を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を令和5年10月末までに県内で約4万1千戸を登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人を、令和5年10月末までに34法人を指定した。

さらに、県や市町村、不動産団体や福祉団体で構成する「神奈川県居住支援協議会」において、住まいや生活全般の困りごとを受け止め、課題の発見から専門団体へのつなぎ役を担う人材となる居住支援コーディネーターを養成するため、研修を実施した。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリーで、かつ、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅で、令和5年10月末時点において県内で約1万5千戸を登録している。

また、バリアフリーなどの登録基準の順守や生活支援サービスなどの質が確保されるように、事業者に対する講習会や定期報告の徴収、立入検査等を実施している。

(3) 良質な住宅ストックの形成について

良好な住宅ストックの形成に向け、省エネルギー性能を備えた長期優良住宅を普及促進するとともに、マンションや空き家の適正な管理などを推進し、安全で安心な住まいまちづくりに取り組んでいる。

ア 長期優良住宅の普及促進

(7) 長期優良住宅の概要

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅で、所管行政庁が建築計画及び一定の維持保全計画について、長期優良住宅建築等計画等として認定した住宅をいう。

(イ) 認定制度の目的等

長期優良住宅の認定制度は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的とする。

認定を受けた場合、税制優遇や住宅ローンの金利の優遇等を受けることができ、令和5年度は9月末までに528件を認定した。

(ウ) 長期優良住宅認定制度の周知

認定制度について、ホームページでの案内や、県窓口でのチラシの配架、建築関係団体等に周知するなど、長期優良住宅の普及促進に取り組んでいる。

イ マンションの適切な維持管理

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの管理組合が作成した管理計画を、地方公共団体（事務主体は市、町村部は都道府県）が適切な計画として認定できる制度が施行された。

マンション管理組合がこの認定制度を活用するためには、市や県が、「マンション管理適正化推進計画」を策定する必要がある。（県内では令和5年10月現在、県、横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、逗子市、秦野市、厚木市が策定済み。）

令和5年度は、全市町村が参加するマンション行政実務者会議を開催し、マンション施策等に関する情報共有や意見交換を行い、県内のマンション施策の推進を図っている。

また、管理組合に対しては、マンション管理士や建築士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣や、マンション管理・再生セミナーを実施し、併せて管理計画認定制度の活用を促していく。

ウ 空き家対策の促進

「神奈川県居住支援協議会」において、空き家問題への対応をまとめたマニュアルを作成するなど、対策を担う市町村の支援に取り組んでいる。

令和5年6月に公布された、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正について、市町村を対象とした説明会を開催し、新たな制度の活用に向けた理解促進を図るとともに、令和3年度に構築した、法律などの専門家の団体と連携し市町村からの相談をワンストップで受けられる体制を活用して、市町村の空き家対策の支援等に努めている。

(4) 神奈川県高齢者居住安定確保計画の改定素案について

神奈川県高齢者居住安定確保計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅施策と福祉施策の一体的な取組等を定めたもので、原則として5年ごとに見直しを行うこととしており、平成23年4月に策定後、これまで2回の改定を行っている。

ア 改定の趣旨

前回の改定（平成31年）から5年が経過したため、この間の高齢単身世帯や空き家の増加などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

イ 改定素案の概要

(7) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

(1) 基本理念

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

ウ 高齢者の居住の安定確保に向けた施策目標

(7) 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備

- ・ 高齢期に備えた住まい・住み替えに関する相談体制の充実
- ・ 多世代居住のまちづくりの推進 など

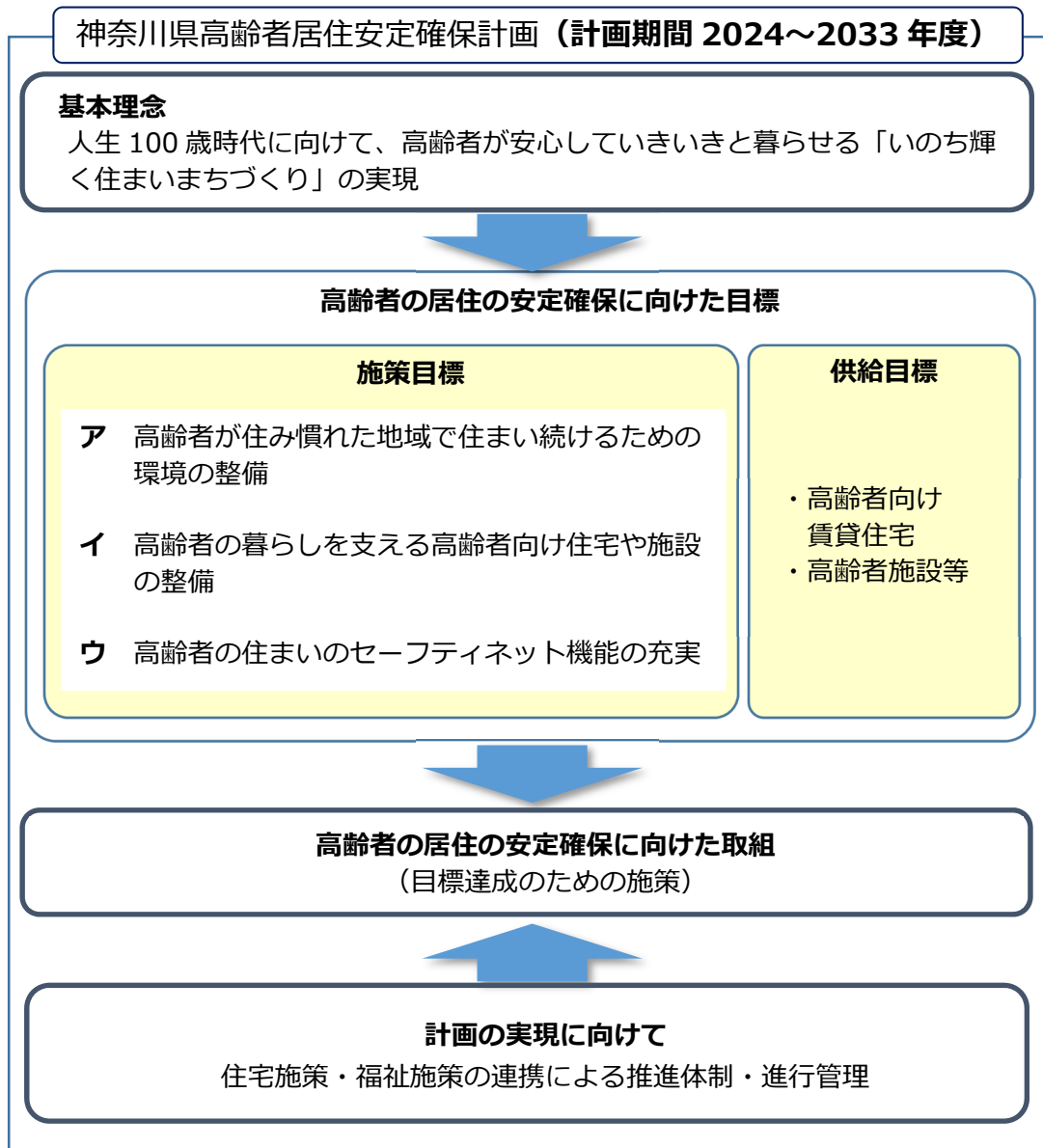
- (イ) 高齢者の暮らしを支える高齢者向け住宅や施設の整備
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給及び適正管理の促進
 - ・介護保健施設の計画的な整備 など

- (ウ) 高齢者の住まいのセーフティネット機能の充実
 - ・セーフティネット住宅の確保と供給の促進
 - ・居住支援コーディネーターの養成 など

エ 今後の予定

- | | |
|--------------|---|
| 令和5年12月～6年1月 | 改定素案に対する県民意見募集の実施 |
| 令和6年2月 | 市町村と法定協議
第1回県議会定例会建設・企業常任委員会
及び厚生常任委員会に改定案を報告 |
| 令和6年3月 | 「神奈川県高齢者居住安定確保計画」を
改定・公表 |

神奈川県高齢者居住安定確保計画の構成



(5) 神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の改定素案について

ア 計画の概要

「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」は、すべての県営住宅を地域に開かれた、だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地へと再生していくため、施設整備(ハード)と居住支援(ソフト)の両面にわたる推進すべき施策を定めたもので、平成31年3月に策定し、原則として5年ごとに見直しを行うこととしている。

イ 改定の趣旨

当初策定から5年が経過したため、この間の脱炭素社会の実現に向けた取組、急速な技術革新への対応などの社会環境の変化等を踏まえて見直しを行う。

ウ 改定素案の概要

(ア) 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10箇年

(イ) 基本方針

だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」への再生

(ウ) 施策展開の方向

a 住宅セーフティネット機能の強化

県営住宅は、住宅セーフティネットの中核としての役割を担っており、今後も需要が見込まれていることから、現状の約4万5千戸を維持し、多様化する住宅困窮者の入居促進に取り組む。

b 建替えの推進と適切な維持管理

建替えにより、県営住宅のバリアフリー化や居住性能の向上とともに、太陽光発電設備の設置などによる脱炭素化に取り組む。

また、建物の点検にドローンなどの先端技術を活用し、適切な維持管理に取り組む。

c 健康づくり、コミュニティづくりと居住支援

建替えなどにより、健康づくり、コミュニティづくりの拠点等の整備を進め、コミュニティ活動の活性化を図る。また、入居者が健康で安心して生活するための居住支援に取り組む。

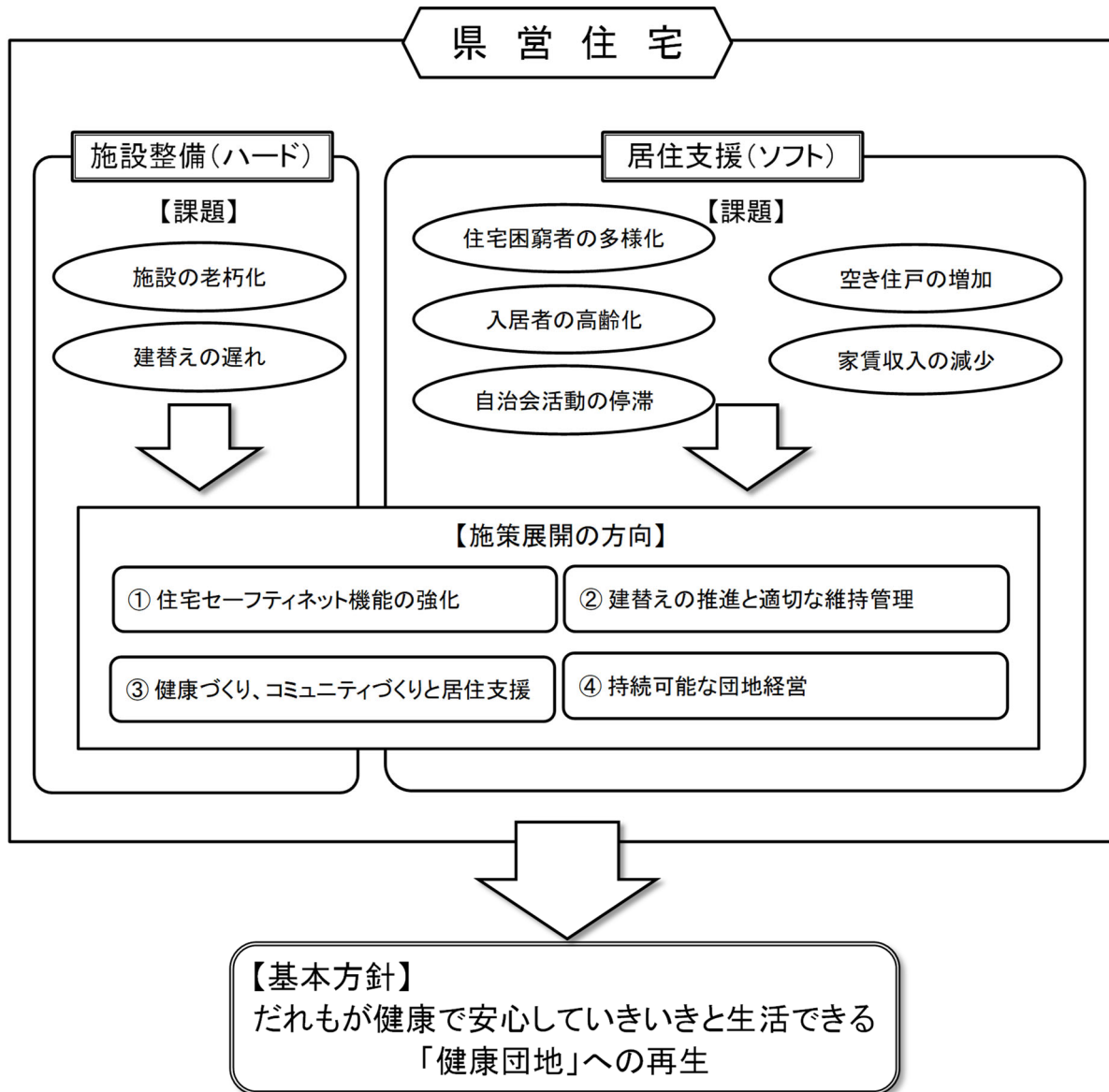
d 持続可能な団地経営

建替えなどで生じた余剰地の売却収入、建替え後の家賃収入の増加などによって、持続可能な団地経営を実現する。

エ 今後の予定

令和5年12月～6年1月	改定素案に対する県民意見募集の実施
令和6年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ 第1回県議会定例会建設・企業常任委員会 に改定案を報告
令和6年3月	「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」 を改定・公表

神奈川県県営住宅 健康団地推進計画の概念図



2 水道の広域連携の取組について

(1) 神奈川県水道広域化推進プランについて

水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。

そこで、県は、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を令和5年3月に策定し、プランに基づく取組を進めている。

【プランの概要】

ア 検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

【県東部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
神奈川県企業庁*、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、神奈川県内広域水道企業団（以下、企業団）
- ・ 圏域の特徴
神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市の4水道事業者は、共同で水源開発を行うとともに重複投資を避けるため神奈川県内広域水道企業団を創設するなど、従前から広域的な取組が行われている。三浦市も相模川の水を横須賀市経由で給水しており、同一の水源を活用している圏域である。

【県中部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
神奈川県企業庁*、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
- ・ 圏域の特徴
座間市、秦野市は自己水源に加えて神奈川県企業庁から分水を受けていることや、相模原市、愛川町は神奈川県企業庁の給水区域を含むなど、神奈川県企業庁との深い関わりがある圏域である。

【県西部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、
開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、
神奈川県企業庁(箱根地区水道事業)
- ・ 圏域の特徴
従前から水道事業の広域化に向けた検討が進められており、主
に地下水などの個別の水源を活用している圏域である。

※ 箱根地区水道事業を除く。県東部と県中部圏域を兼ねる。

イ 経営の分析

(7) 水道事業者等の現状分析

- 本県の水道事業は、従前から広域化及び水道施設等の共同化に
取り組んでいる。
- 地域の特性に応じた水道施設等の整備が進められた結果、全国
的に見ても安価な水道料金で、安定的な給水が実現している。
- 水道施設の老朽化が進行している。
- 若年層の職員が少なく、職員の年齢構成に偏りが生じている。

(イ) 現行の経営形態を継続した場合の将来見通し（推計期間：令和3 ～47年度）

- 給水人口の減少に伴い有収水量（料金徴収の対象となる水量）
は、令和2年度実績に対し、令和47年度には県全体で約8割に減
少する。
- 老朽化した水道施設の更新費用は、平成27年度から令和元年
度までの5年間の実績平均に対し、令和47年度には県全体で約
1.6倍に増加する。
- 現状の運営状況を料金改定により維持した場合、水道料金は令
和元年度末時点と比べて、令和47年度には県全体で約1.4倍に
増加する。
- 若年層の職員が少なく、年齢構成に偏りが生じているため、職
員の確保及び技術継承に課題がある。

(ウ) 広域化した場合の将来見通し（推計期間：令和3～47年度）

- 国が示すいずれの広域化パターン（施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化・事業統合）においても、広域化により費用削減効果が見込まれ、現行の経営形態を継続した場合と比較して水道料金の上昇の抑制が見込まれる。
- 「業務の共同化(施設の共同化・管理の一体化)」による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約303億円、建設改良費が約890億円となる。
- 広域連携を推進することで、事務負担の軽減や組織強化による職員の技術水準向上・技術継承が期待できる。

ウ 今後の広域化の推進方針

【持続可能な神奈川の水道】

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

(ア) 広域連携の調整・推進

- 広域化シミュレーションの結果、全ての広域化パターンにおいて、将来の費用及び水道料金の上昇に対して削減効果が見られたことから、段階的に「業務の共同化」から、具体的な連携方策の検討を始める。
- プランにおける圏域や広域化パターン以外であっても、効果が見込まれる連携方策については、積極的に連携を推進する。
- プラン策定後も、圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を継続する。
- 国等の関係機関との調整を図りながら、多様な広域連携を着実に推進していく。

(イ) 多様な視点からの調整・推進

- 地球温暖化防止への取組や気候変動への対応等、広い視点からも検討を行うこととし、上流から優先的に取水するなど、位置エネルギーを有効活用した取送水系統にすることで環境負荷低減に努める。

エ 今後の具体的取組内容

(7) 圏域ごとの取組

a 県東部圏域

【5事業者(神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、5事業者全体で従前から検討している「水道施設の再構築(水道施設のダウンサイジング等)」、「上流取水の優先的利用」、「取水・浄水の一体的運用」に係る取組を進める。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

b 県中部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(4) 広域連携の推進役としての県の取組

a 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合(経営の一体化・事業統合)」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。

b 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流、職員の技術継承や人材育成に向けた取組等を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。

(2) 県東部圏域における5事業者の取組について

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、及び神奈川県内広域水道企業団の5事業者は、水需要の減少や施設の老朽化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」の検討を進めている。

5事業者は、「施設整備計画」策定に向け、これまで検討してきた「浄水場の統廃合を行う場合に必要となる施設整備」の概要について、令和5年5月にとりまとめを行った。

ア 水道システム再構築の方向性と目標

最適な水道システムへの再構築を図るため、取組の方向性と目標を次のとおり設定している。

表 水道システム再構築の取組の方向性と目標

取組の方向性	目 標	見込まれる効果
水道施設の再構築	現在の11浄水場を8浄水場へ再編（ダウンサイジング） 企業団の3浄水場を増強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備	更新費用の削減 維持管理費の削減
上流取水の優先的利用	上流（沼本）の未利用水利権の活用 下流（寒川）の水利権を上流（沼本・社家）で活用	水質事故リスク低減 CO ₂ 排出量の削減
取水・浄水の一体的運用	取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築	災害・事故時などにおいても、弾力的な水運用を実現

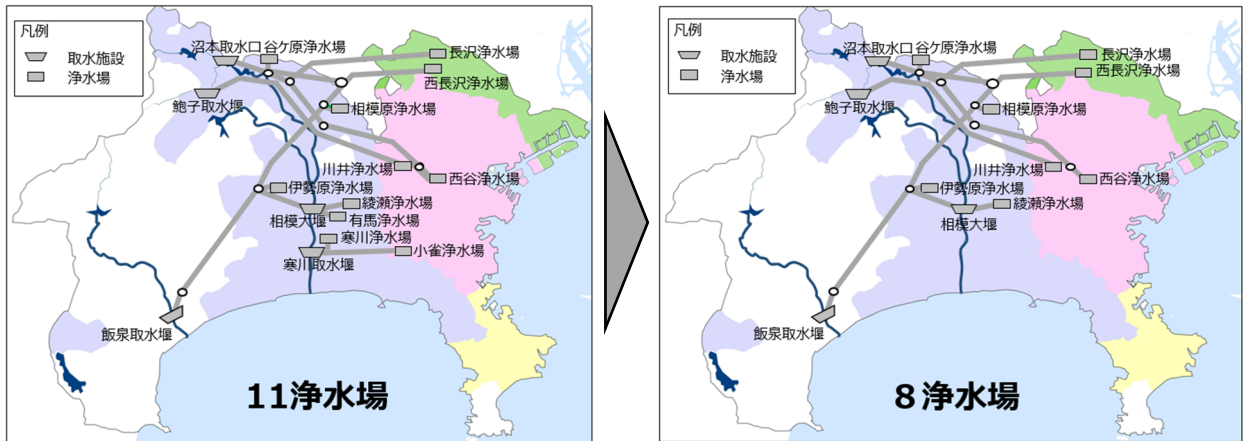


図1 5事業者が目指す最適な施設配置モデル

イ 検討状況

・ 浄水場の施設整備

老朽化に伴う施設の更新時期などを踏まえ、水道事業者の寒川、小雀、有馬の3浄水場を廃止対象と想定し、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団3浄水場を増強することとした。

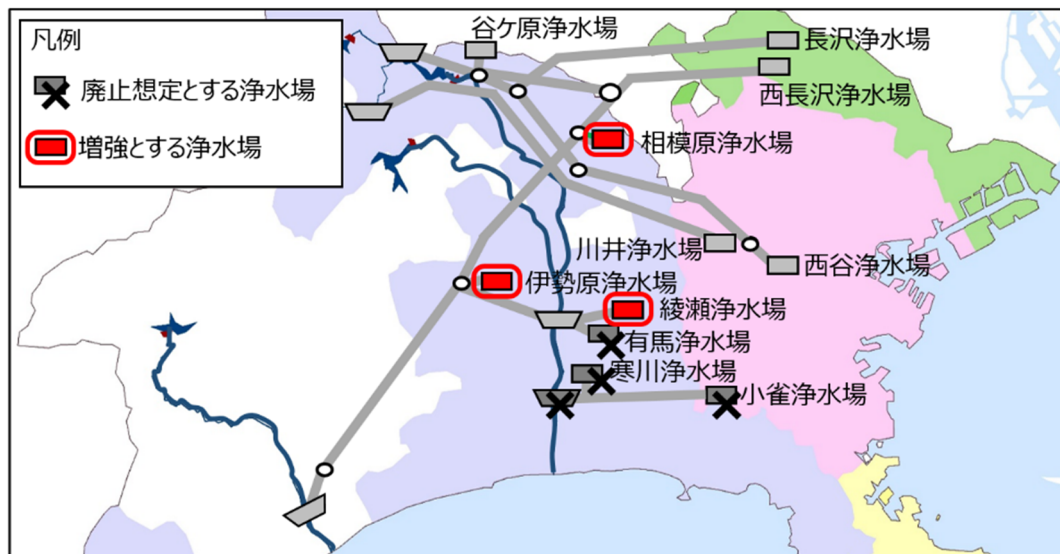


図2 廃止想定とする浄水場と増強対象の企業団浄水場

・ 送水管路等の施設整備

水道事業者の3浄水場廃止に伴い、企業団浄水場からの送水に必要となる管路や、事故・災害時などにおいても可能な限り給水の安定性を確保する「バックアップ機能向上」のための管路等について検討し、この取組の中で整備が必要な送水管路等を選定した。



図3 主な送水管路の選定結果

ウ 取組の効果

再構築に係る施設整備から概算費用を試算し、廃止対象とした浄水場を各水道事業者が独自に更新した場合との比較を行い、5事業者全体として、取組みによる施設整備費の削減効果額を試算した。

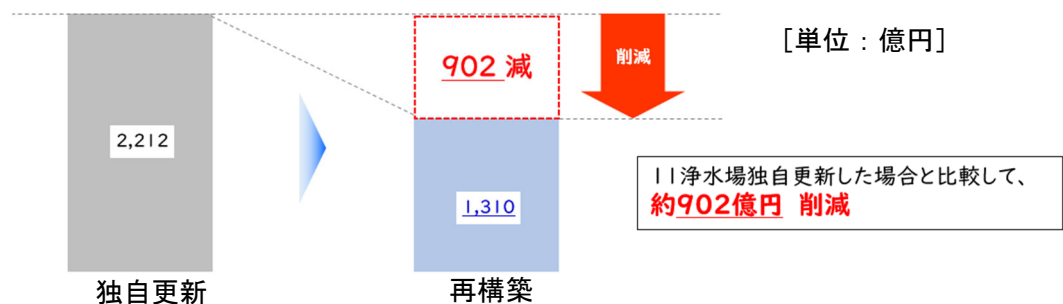


図4 施設整備費用の削減効果

エ 今後の進め方

今年度末の「施設整備計画」の策定に向けて、5事業者は具体的な工程及び費用負担等について調整を図るとともに、国庫補助の獲得に向けた要望、県政策局等と連携した河川に関する国との協議を進める。